|  |  |
| --- | --- |
| あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　トンネル世話役　：　4,320円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） | あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　橋りょう特殊工　：　3,702円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） |
| あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　橋りょう塗装工　：　3,780円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） | あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　橋りょう世話役　：　4,332円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） |
| あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　土木一般世話役　：　3,488円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） | あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　高級船員　：　4,118円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） |
| あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　普通船員　：　3,319円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） | あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　潜水士　：　5,310円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） |
| あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　潜水連絡員　：　3,882円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） | あなたの業務は、「東京都北区公契約条例」の特定公契約に該当するため、  賃金等の下限額（労働報酬下限額）が決められています。  賃金等が、労働報酬下限額より低い場合や支払われていない場合は、北区  　または雇用者等（裏面参照）に申出ることができます。この申し出により、雇  　用者等が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。  **●令和6年度労働報酬下限額**  　潜水送気員　：　3,769円/時間  ※上記金額が最低賃金を下回った場合は、最低賃金額となります。  **●労働報酬下限額の適用される労働者の範囲**  ①特定受注者、特定受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に専ら従事する労働者  ②特定受注者又は特定受注関係者に派遣され、特定公契約に係る業務に専ら従事する派遣  労働者  ③自らが提供する労務の対価を得るために区以外の者から特定公契約に係る業務の一部  を請け負い、又は受託する者（いわゆる一人親方等） |
| 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 | 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 |
| 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 | 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 |
| 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 | 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 |
| 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 | 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 |
| 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 | 申し出する場合の連絡先  東京都北区公契約条例はこちら    　　特定受注者  　　　〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　特定受注関係者  〇　　　　　　　　　　　会社  TEL：  　　北区　契約管財課　契約係  TEL：03-3908-8695 |